

福井県警察の監察に関する訓令

平成12年3月10日
福井県警察本部訓令第2号

福井県警察の監察に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の監察に関する訓令

福井県警察の監察に関する訓令（平成8年福井県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察の監察に関し、必要な事項を定め、効果的な監察を行うことにより、厳正な規律及び適正な職務執行を確保し、もって警察の適正かつ能率的な運営及びその規律の保持に資することを目的とする。

（監察の種類）

第2条 監察の種類は、業務監察、サービス監察及び術科監察とする。

2 業務監察は、警察業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するために行う監察をいう。

3 サービス監察は、警察職員のサービスの実情を明らかにするため、サービス一般又はサービス上の個々の事案について行う監察をいう。

4 術科監察は、警察職員の職務の遂行上必要な術技の修得状況を把握するために行う監察をいう。

（監察の方法）

第3条 監察は、総合監察、随時監察及び特別監察の方法により実施する。

（総合監察）

第4条 総合監察は、原則として、毎年1回予め期日を定めて全警察署及び隊（福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）による隊をいう。以下同じ。）に対し、業務監察、サービス監察及び術科監察を行うものとする。この場合において、警察本部長（以下「本部長」という。）は、監察の対象所属に対し、監察実施日時、監察の実施項目、監察の実施要領その他の必要事項を事前に通知するものとする。

（随時監察）

第5条 随時監察は、必要に応じて監察の種類及び監察の実施項目を定めて随時に行う。

（特別監察）

第6条 特別監察は、本部長の特に命ずる事項について行う。

（監察実施計画）

第7条 本部長は、毎年度、監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 監察の種類

- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象とする部署
- (4) 監察の時期

3 監察実施計画を作成したときは、本部長は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、速やかに、これを報告しなければならない。

4 監察は、監察実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、厳正な規律又は適正な職執行を確保するため、特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。

（監察担当官及び監察補佐官）

第8条 監察を実施する者（以下「監察担当官」という。）及び監察担当官の命を受け監察を補佐する者（以下「監察補佐官」という。）は、次表のとおりとする。

監察の方法	監察担当官	監察補佐官
総合監察	本部長又は本部長が指定する者	監察官付（福井県警察の組織に関する訓令（昭和63年福井県警察本部訓令第3号）による監察官付をいう。）又は本部長若しくは監察担当官が指定する者
随時監察	監察課長、監察官又は本部長が指定する者	
特別監察		

（監察担当官等の権限）

第9条 監察担当官及び監察補佐官（以下「監察担当官等」という。）は、監察実施上必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

- (1) 警察施設、書類、簿冊、装備品、保管物品等を査察し、関係職員に説明を求めること。
- (2) 関係職員を指定する場所に招致し、質問すること。
- (3) 関係職員に対し、監察上必要な資料の提示を求めること。
- (4) その他必要な調査を関係職員に指示すること。

（監察担当官等の指示等）

第10条 監察担当官等は、監察において特に改善を要すると認められる事項については、その都度、必要な指示をすることができる。

（監察実施上の留意事項）

第11条 監察担当官等は、監察を実施する場合において、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察職員に職務の重要性を自覚させ、規律の保持及び士気の高揚に努めること。
- (2) 厳正かつ公平を旨とし、非違の摘発に終わることなく、改善及び指導に努めること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

- (4) 警察行政の刷新改善を図るための資料入手に努め、改善を要する事項を認知したときは、速やかに、適切な措置を取ること。
- (5) 事務改善、善行者等の発見及びその顕彰に努めること。
- (6) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (7) 関係者の人権に配慮すること。
- (8) 監察によって知り得た秘密を厳守すること。

(所属長の協力)

第12条 所属長（部長、課長、隊長、所長、校長及び署長をいう。以下同じ。）は、所掌事務について監察実施上参考になるものは、回覧、写しの送付等の方法により監察課長に連絡し、監察が円滑かつ適正に行われるよう協力しなければならない。

(監察実施後の措置)

第13条 監察担当官（本部長を除く。）は、監察を行ったときは、速やかに、その結果に意見を付して文書又は口頭により監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、自らの監察の結果又は前項の報告に基づき関係の所属長に文書又は口頭により必要な指示を行うものとする。

3 前項に規定する指示を受けた所属長は、その措置状況について、速やかに、監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(功過の上申、報告)

第14条 監察課長は、監察の結果に功過を認めたときは、その都度、本部長に上申又は報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第15条 本部長は、公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施の状況を報告しなければならない。

(監察結果の活用)

第16条 本部長は、監察の結果、参考となる事項を所属長に通達するものとする。

2 所属長は、監察の結果を警察運営に活用し、業務の改善及び合理化を図るよう努めなければならない。

(細部事項)

第17条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。